

●香川県告示第37号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、仁尾加入区について、平成28年香川県告示第39号による保険に付すべき義務は、令和2年2月1日限り消滅したので、告示する。

令和2年2月4日

香川県知事 浜 田 恵 造